



新居屋コミュニティセン
ターにて

どうなる合併後の 指定管理

12月定例会は、
防災・コミュニティ防災センターや福祉・生きがい活動センター、産業会館など
14件の指定管理者の指定が審議されました。
各常任委員会に付託し、いずれも全会一致で最終日に可決しました。
指定期間は、23年4月1日から3年間ですが、防災センターや福祉センターなどは、
地域住民の連帯意識の高揚を図り、地元地域とのかかわりが深いため5年間
としています。

他地区の人が 借りたいときは

問 新居屋防災セン
ター、甚目寺南防災セン
ターの指定管理者です
が、受付窓口と、管理者
はどうなっていますか。
安全安心課長 受付窓口
は、サービスセンターお
よび安全安心課。管理者
は従前どおり江上田町内
会、甚目寺区です。
問 市は支援をしてい
ないのですか。
安全安心課長 管理は無
料でお願いし、電気・水
道料金は市から支出し
ています。

問 指定管理者は毎年変
わると思いますが、問題
が起きたときはどこが責
任をとりますか。
企画政策課長 指定管理
者に責任があります。し
かし、市が指定管理をお
願いしている以上、監督
責任はあると思っていま
す。

問 市となつて他地区の
人が建物を借りたいとき
の申し込み方法はどのよ
うになりますか。
安全安心課長 従前と変
わりありません。2週間
前までに申請書を安全安
心課、またはサービスセ
ンターへ提出し、料金を

支払い、当日使用をして
いただきます。

問 公共施設利用は電子
申請もありますが、産業
会館の利用は、紙での申
請となっています。電子
申請はできませんか。
産業振興課長 しばらく
は、窓口での申し込みを
お願いしたいです。

問 コミュニティ防災セ
ンターは地区のコミュニ
ティ協議会が管理しま
すが、指定管理者制度も始
まったばかりの成長段
階で、毎年コミュニ
ティ協議会の会長も変
わります。

指定管理も3年から
5年の短い契約です
から、場当たりの政策
になる問題点もある
中、本来の指定管理の
意味合いが薄れませ
んか。

企画財政部長 旧甚目
寺町は、大字で地区の
コミュニティ協議会を

やっていますので、基軸
になる方がポイントで
す。行政がヒントや、い
ろいろな素材を提供する
ことにより、また違った
形で発展することあり
ますので、企画政策課が
中心になり、いろいろな
資料提供をしていき
たいと思います。

新居屋コミュニティセン
ター外観

